

移民法アップデート

世界、特に現在英国は、前例のない変化を経験しています。不確実な期間を経て、英國の移民法にとってこれが何を意味するかについての最新情報をお届けできるようになりました。

- 日本、韓国、中国、アメリカ、カナダ、マレーシア、フィリピンなどのビザセンターが閉鎖されました。より多くが今後閉鎖される予定です。よって現時点では、これらの場所から英國入国ビザ（Entry Clearance）を申請することはできません。また、現段階では、いつ再開するかについての情報はまだありません。弊所では、これらのビザセンターの予約を少し遅い時期（たとえば5月）で予約し、ビザセンターが再開する際には混乱の一歩先にいられるよう対応しています。
- 一部の英國ビザセンター（英国外のビザセンターなど）でまだ営業している所でも、優先サービスは利用できなくなっています。ですので、これらの料金を支払う前に必ず確認してください。
- もし貴社のTier 2ビザを保持する従業員が、新型コロナウイルスの影響で在宅勤務している場合、スポンサーシップ管理システム（Sponsorship Management System）を介して勤務地変更の報告する必要はありません。これは、報告義務要件の一時的な緩和のためです。しかし、他のすべての報告義務は引き続き適用されていることに注意してください。
- すでに合法的に英國にいるが、新型コロナウイルスによる旅行規制または自己隔離のために、ビザ有効期限内に英國を離れることができない（ビザービザを含む全てのビザ種類の）移民（migrants）は、オーバーステイまたは英國移民法違反とは認定されません。ただし、そのように承認されるためには、Home Officeの新型コロナウイルス対策イミグレーションチーム（Coronavirus Immigration Team）に連絡して、状況を説明する必要があります。— 承認されると、2020年5月31日までビザ期間の延長を許可してくれます（今のところ、2020年1月24日から2020年5月30日までの間にビザ有効期限が切れるビザを有している人のみが対象となっています）。なお、これは自動的に期間延長されるものではないことに注意してください。新型コロナウイルスに起因する飛行機のフライト規制または正当な自己隔離の結果、居住国に戻ることができなかつたことをHome Officeに証明する必要があります。弊所では、この件につき既にサポートを行なっております。もしHome Officeへの申請のアドバイスが必要な場合はご連絡ください。
- 英国で働く権利（Right to Work）の確認が引き続き適用されることにも注意してください。したがって、上記の方法で2020年5月31日までビザ期間を延長する必要がある移民労働者のスポンサーとなっている会社は、Home Officeからの延長許可の証拠を確認する必要があります。Home Officeは、Coronavirus Immigration Teamを通じてこの確認ができるようにしています。
- 現在英國にいて、別のビザタイプに切替申請したいとお考えの方は、英國を一旦出てビザ申請する必要はありません。現在のビザカテゴリーから他のビザカテゴリーに**英国内で切替える**ための一般的な許可が与えられるようになりました。これには、例えば、ワーキングホリデービザ（Tier 5 Youth Mobility Scheme）からTier 2 (General) ビザへの変更、ビザービザからTier 2ビザへの変更などが含まれます。なお、通常の各ビザ要件は満たす必要があります。現時点では、Tier 2ビザのクーリングオフ期間が免除されるようになるか否かについては不明ですが、今のところ、そのような免除は適用されていないようです。ですので、Tier 2 (ICT) ビザからTier 2 (General) ビザに切替えられるのは、高額所得の基準（High Earner threshold）を満たす場合のみとなります。
- 上記の措置は、当初の設定では**2020年5月31日**までののみ有効であるとされています。— 今後の状況に応じて、それ以降延長するか、または、変更するか（もしくは、完全に廃止され、今まで通りの通常要件に戻るかもしれません）の可能性があります。これは、今後の新型コロナウイルスの状況によります。

3CSでは、このような期間中も通常通りのフルサポートでお客様のあらゆるニーズに対応させて頂きます。いつでもお気軽に弊所までご連絡ください。

Thomas Miles
Solicitor/Head of Legal
E: thomas.miles@3cslondon.com



This newsletter is designed to provide general information only. It does not constitute legal or other professional advice and thus should not be relied on. Definitive advice can only be given with full knowledge of all relevant facts. If you would like to discuss any aspect further, please contact us.

3CS Corporate Solicitors Limited is a Solicitors Practice, authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority, No: 597935.

The registered office of 3CS Corporate Solicitors Ltd is New Broad Street House, 35 New Broad Street, London EC2M 1NH. Mainline Tel: 0207 194 8140 Web: www.3cslondon.com

3CS
Corporate
Solicitors

